

令和3年11月29日

第11回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和3年11月29日(月) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
[2] 農地あっせん申出の取り下げについて

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和3年第11回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。説明があった通り、会議時間の短縮に努めますので、スムーズな運営をよろしくお願いします。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は1番 中村委員、7番 古谷委員、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>確認委員のご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>12番 谷脇（裕）委員</p> <p>番号1につきましては、宮田委員と現地を確認してきました。倉庫として利用されており、非農地として問題はありません。</p>

	<p>中西会長</p> <p>番号2と番号3については、私と森光委員が確認しております。元々赤線があったところを、広げて舗装している土地です。問題はありません。番号1から番号3について、推進委員の意見集約でも問題はないとのことでした。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、他に何かご意見ございませんか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>特になければ、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することと決定いたしますがご異議ございませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>補足説明します。今月の案件は4件になります。番号1について、譲受人は、水稲、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が、年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、柿を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号2について、譲受人は、ミョウガ、ポンカンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻、母、長男が、年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後</p>

	<p>は、ミョウガを引続き作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号3について、譲受人は、水稻、ポンカン、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が、年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、ポンカンを作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号4について、譲受人は、水稻、果樹、きゅうり、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が60日、譲受人の父が100日、母が300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、引き続き水稻を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。以上農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長</p>
	<p>皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>1番 中村委員</p>
	<p>番号1について、柿の木が植わっており、しばらくは柿を作るそうです。譲受人はミョウガを作っているのので、先々には、ミョウガの培地にしたいとのことで、問題はありません。番号2は、今までミョウガを作っており、引き続きミョウガを作るそうなので問題ありません。番号3は、今他のところに植えているポンカンを引き続いて植えるということです。問題ありません。</p>
	<p>中西会長</p>
	<p>番号4について、推進委員の坂本委員が集約会で説明したのは、譲渡人が県外におり、市内に戻る予定もないため、譲受人に買ってもらうとの事です。譲受人はミョウガを作っていますが、申請地は稲が作られており、譲受人は引き続き稲を作るそうなので問題はあります。推進委員の意見集約でも、特に問題はないとのことでした。</p>
議 長	<p>中西会長</p>
	<p>皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長 特に意見もなく、問題がないようですので、番号1から番号4について、許可する事と</p>

	<p>してご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>中西会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>国広局長 補足説明します。農地の区分と、転用目的についてです。申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用の目的は、現在、市外の賃貸アパートで、妻と子3人の計5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、現在のアパートでは手狭になることから、住宅を新築するものです。申請地は、申請者の勤務先が市内であること、また、近い将来起こりうる、地震による津波の恐れが少ないことなどから、申請地が最適であると判断したとのことです。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地整地費〇〇円、建築費等〇〇円、雑費〇〇円、合計〇〇円は、金融機関で借り入れての建築であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することについての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年4月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積66.22㎡、所要面積250.93㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、傾斜により各雨水枡へ集水し、西側私設水路へ排水。生活排水も、浄化槽を経由し、同じく西側私設水路へ排水。両排水については、施設水路より、市道に埋設されているあんきょ水路への排水となりますが、工事、排水占用許可については、管理者である市建設課に、許可不要であることを確認済です。周辺農地の同意も得ており、問題ないものと判断します。進入路は、市道より進入となりますが、現状のまま進入するので、管理者である市建設課担当に、工事、占有許可は不要との確認済です。</p>

議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	国広局長 この案件は、令和2年6月の農振農用地除外の案件になります。 中西会長 推進委員の意見集約では、特に問題がないとのことでした。
審 議	中西会長 特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議については、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	国広局長 補足説明します。番号1について、農地の区分と、転用目的についてです。申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用の目的は、現在、家族5人で実家住まいをしていますが、子どもの3人の成長に伴い、実家住まいでは手狭になったことから、戸建住宅を新築するものです。夫婦共働きであり、須崎市近郊で就業している事などから、通勤可能区域で適地を探していましたが、他に適地がなく、申請地が最適であると判断したとのこと。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地取得費〇〇円、土地造成費を含む雑費〇〇円、建築費等〇〇円、合計〇〇

<p>議 長</p>	<p>円は、銀行から借り入れての建築であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年10月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積69.56㎡、所要面積430㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び傾斜により集水し、敷地内に設置する側溝へ排水。生活排水も、浄化槽を経由し、同じく敷地内に設置する側溝へ排水。両排水については、敷地内に設置する側溝を経由し、東側県道の側溝への排水となりますが、工事、排水許可については、管理者である県道管理課である須崎土木事務所担当と協議し、転用許可後申請すること、また、許可見込みであることを確認済です。周辺農地は、東側県道沿いの農地以外は、譲渡人所有農地で問題なく、県道東側の農地は、県道を挟み、11m以上の間隔となり、通風、日照等悪影響はないものと判断します。進入路は、県道より、利用計画図の通り整備し、進入となりますが、工事、排水許可については、管理者である県道管理課である須崎土木事務所担当と協議し、転用許可後申請すること、また、許可見込みであることを確認済です。番号2については、農地の区分と、転用目的については、申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用の目的は、現在、市外のマンションに住んでいますが、子どもの成長に伴い、現在の住まいでは手狭になったこと、申請人は、申請地よりに近い所に就労しており、通勤上都合が良いことなどから、他に適地がなく、申請地に戸建住宅を新築しようとするものです。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地取得費〇〇円、土地造成費を含む雑費〇〇円、建築費等〇〇円、合計〇〇円は、自己資金〇〇円、銀行からの借り入れ金〇〇円での建築計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年10月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積157.50㎡、所要面積498㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び傾斜により集水し、敷地内に設置する側溝へ排水。生活排水も、浄化槽を経由し、同じく敷地内に設置する側溝へ排水。両排水については、敷地内に設置する側溝を経由し、東側隣地内の側溝を経由しますが、隣地所有者からは、側溝の利用、排水の承諾は得ています。また、周辺農地は、全て譲渡人所有農地で、問題はないものと判断します。進入路は、東側隣接地からになりますが、利用に関しては、所有者から承諾を得ています。</p> <p>中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
------------	--

意見	<p>12番 谷脇（裕）委員 進入路は市に移管されるのでしょうか。共有部分になるのでしょうか。</p> <p>国広局長 最終的に共有になって市道認定されるかは分かりませんが、申請としては転用して、利用承諾を貰う形になっています。</p> <p>中西会長 推進委員の意見集約でも、問題ないとのことでした。</p>
審議	<p>中西会長 特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>中西会長 特にご異議ないようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本主幹 【整理番号R3-32から整理番号R3-34について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R3-32からR3-34について、借受人は同一人物で、借受人の主たる経営作物はいちご、ししとう、ミョウガで、構成員は6人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基</p>

	<p>本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、今回は対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請3件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
意 見	<p>12番 谷脇（裕）委員 これは継続でしょうか。</p> <p>森本主幹 半年ほど前に利用権が切れておりまして、新規という形での申請にはなっていますが、事実上は継続になります。</p> <p>中西会長 この件についても、推進委員の意見集約では、問題がないとのことでした。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問） を承認することに決定し、答申することとします。</p> <p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>国広局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】 【報告事項[2] 農地あっせん申出の取り下げについて 議案書をもとに朗読】</p>

議 長	<p>中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>国広局長 農振農用地除外の現地確認について</p> <p>竹下次長 活動記録簿について 農業委員会全員研修について 遊休農地の調査について</p> <p>森本主幹 人農地プランについて</p>
閉会宣言	<p>中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時45分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番</p> <p style="text-align: center;">7 番</p>